

令和5年度

若者の文化芸術活動育成支援事業 【 募集案内 】

千葉県では、将来を担う若者による文化芸術活動の推進を図ることを目的に、若者が主体となって参加して実施する文化芸術活動事業に対して、補助金を交付します。

※伝統芸能を若者に普及するための事業も対象となります。

※本事業の募集は、令和5年度歳入歳出予算が令和5年3月31日までに千葉県議会で可決されることが前提であり、今後内容等が変更となることもありますので、あらかじめ御了承ください。

応募締切：令和5年4月10日(月) 午後4時

1 補助の対象となる事業

次の各号に掲げる要件を全て満たす事業が対象となります。

(1) 40歳未満の者が主体となって参加して実施するもの

- ① 音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、文芸、映像、美術等の公演・鑑賞・展覧会等で、主な演奏者・出演者・作者が40歳未満の者による芸術鑑賞事業
- ② 文化芸術（伝統芸能を含む）に係るワークショップ等で、主な体験参加者が40歳未満の者である参加体験事業
- ③ 上記①と②を組み合わせた事業

(2) 広く県民に公開される創造的な文化芸術活動で、かつ県内の文化芸術の振興に寄与できると認められるもの

(3) 過去に比べて新たな取組を実施するもの

(4) 補助金交付後も活動を継続する見込みのあるもの

<留意事項>

・以下の事業は補助の対象となりません。

- ① 学校教育関連の活動、企業宣伝活動、文化事業を専業とする営利団体の事業
- ② カルチャースクール、教授所等の発表会
- ③ 特定の政治活動、宗教活動
- ④ 寄付を目的として行われる慈善事業による公演・展示等の活動
- ⑤ 参加者を1市町村に限定する事業

・対象事業実施に際して作成するチラシやポスター、プログラム、チケット等には千葉県が助成している旨を表示してください。【例】助成：千葉県

・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける状況にあっても感染拡大防止対策を講じた上で、実施可能な事業内容についても、併せて提案してください。

【例】ソーシャルディスタンスの確保・オンラインでの配信等

2 補助対象事業の実施期間

令和5年6月1日から令和6年2月29日

3 補助の対象となる団体

補助対象団体は、本事業の趣旨に沿った事業を自ら企画・実施することができる、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人、特定非営利活動法人、文化芸術団体(※)等で、主たる活動場所を千葉県内としている者としてします。

なお、暴力団又は暴力団員が役員となっている団体、暴力団員と密接な関係を有する団体には補助しません。

※「文化芸術団体」とは、法人格を有しないが、次の要件を全て満たしている県内の団体としてします。

- a 主たる構成員が芸術家又は芸術団体であること
- b 定款、寄附行為に類する規約等(注)を有すること
(注)規約等には、団体名称、目的(及び活動内容)、事務所所在地、執行組織(代表・運営方法)、団体構成(会員)、会計の規定が必要です。
- c 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- d 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- e 団体活動の本拠として事務所を有すること

4 補助の対象となる経費

(1) 補助の対象となる経費

芸術鑑賞事業又は参加体験事業を行うための直接経費のうち、入場料等の収入を控除した額が補助の対象となる経費(補助対象経費)です。

項目	内 訳
設営・舞台関係費	会場設営費、展示工作・撤去費、楽器運搬費、道具運搬費、大・小道具費、衣装借用費、会場・付帯設備使用料等
音楽・文芸費	調律料、楽器借料、著作権使用料
通信費	案内状送付料等(団体内の連絡に係る経費は除く)
宣伝・印刷費	広告宣伝費、プログラム印刷費、入場券印刷費、ポスター印刷費等
記録費	録画・録音費等
保険料	傷害保険、道具等に対する保険等
企画制作費	消耗品費、感染症対策費等

(2) 補助の対象とならない経費

以下の経費は補助対象とならないので、収支予算書の支出の部には対象外経費として記入してください。

- ・出演費・謝金・旅費
- ・花束等、賞品、賞金に係る経費
- ・入場料販売手数料、振込手数料、マネージメント料等の手数料に係る経費
- ・飲食に係る経費
- ・楽器、設備器具・衣裳及び美術作品等、事業終了後に団体の所有物となるものの購入費
(借用の場合は補助の対象となります。)
- ・申請団体の運営や構成員に支払われる経費

(3) 補助の限度額

補助対象経費の3分の2以内で、20万円を上限とします。

5 応募の方法

補助金の交付を希望する団体は、以下の提出書類を令和5年4月10日(月)【必着】までに千葉県環境生活部県民生活・文化課文化振興班まで御郵送(持参可)ください。

なお、後日ヒアリング(対面・電話・Zoomのいずれか)をさせていただきますので、日程調整に御協力をお願いいたします。※提出された書類は返却いたしません。

※持参される場合にはその場でヒアリングをさせていただきますので、来庁日時について事前に御相談ください。

<提出書類>(各1部)

- 令和5年度若者の文化芸術活動育成支援事業補助金交付要望書(別記1)
- 令和5年度若者の文化芸術活動育成支援事業計画書 (別記2)
- 誓約書 (別記3)
- 役員等名簿(別記4)
- 団体の会則・規約等
(会則・規約等については、団体名称、目的(及び活動内容)、事務所所在地、執行組織(代表・運営方法)、団体構成(会員)、会計の規定が必要です。)
- 構成員名簿
- 活動実績がわかる資料

提出書類の様式は、千葉県ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kkbunka/b-shinkou/shien/wakamono/index.html>

6 選考の方法

提出された「補助金交付要望書」及び「事業計画書」を、下記の基準により選考委員会において総合的に審査し、交付団体を内定します。

内定後、改めて「若者の文化芸術活動育成支援事業補助金交付申請書」を提出いただき、交付決定します。

【若者の文化芸術活動育成支援事業に関する審査基準】

評価項目	審査基準
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・事業の目的に適合しているか・県が補助するのにふさわしい内容か・若者が主体に参加するものか・質の高い文化芸術性があるか・独自の工夫があるか・過去に比べて新たな取組を実施するものか
実行性	<ul style="list-style-type: none">・団体としての活動が行われているか・申請事業を実施する人材・体制があるのか・準備(会場・資金等)がなされているのか・多くの参加(観覧)者が見込めるか
効果	<ul style="list-style-type: none">・多くの者が参加・観覧できるものか・今後の継続・発展が期待できるか・参加者の文化芸術への関心を呼び起こすことができるか・本県の文化芸術活動の発展に寄与するものか
費用	<ul style="list-style-type: none">・収支計画は適切か・必要最小限の費用となっているか

7 注意事項

- (1) この事業は予算の範囲内で実施するものであり、要望した金額が全額補助されるとは限りません。
- (2) 「補助金交付要望書」及び「事業計画書」は、提出後、変更が生じることがないように、内容を十分検討の上作成してください。実施内容が事業計画書と著しく異なることが判明した場合は、内定又は交付決定を取り消すことがあります。
- (3) 事業実施後、補助対象経費が減額となった場合等、補助金額が減額されることがあります。
- (4) 参加者が極端に少ない場合（天災等申請団体の責によるものではないと県が判断した場合を除く）には、補助金の交付決定が取り消されることがあります。
- (5) 補助対象事業の収支は、その他の事業の収支と明確に区別してください。例えば、本補助対象経費の中に、他事業に係る支出を含ませること等はできません。
- (6) ヒアリング等の結果、本事業の選考又は遂行状況を確認するため必要な範囲で、追加資料の提出等をお願いすることがあります。
- (7) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等の内容に十分留意の上、申請いただきますようお願いいたします。

(提出・問合せ先)

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1 - 1
千葉県環境生活部 スポーツ・文化局文化振興課
文化振興班
TEL : 043-223-3946
FAX : 043-224-2851
E-mail bunsin01@mz.pref.chiba.lg.jp

<参考> 申請から補助金交付までの流れ

月 日	内 容
4月10日まで	要望書の提出及びヒアリング
4月下旬・5月上旬	選考
5月 中旬	補助対象団体内定通知
5月 下旬	交付申請書提出締切 交付決定
6月 1日	事業開始
各事業終了後	実施報告書受付(実施後20日以内) 報告書審査後、補助金交付